

## 平成30年7月豪雨災害義援金受付期間の延長について

— 日本赤十字社を通じた義援金の受付期間を、令和3年6月30日まで延長します —

- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨災害により、西日本を中心に甚大な被害が発生し、これらの災害で被災された方々を支援するため、本市でも義援金を受け付けてまいりました。
- このたび、日本赤十字社における義援金の受付期間が延長されたことから、本市における義援金受付も延長しますのでお知らせいたします。
- なお、募金箱・窓口受付分は6月22日現在で2,107,832円となり、日本赤十字社へ送金しております。引き続き御協力をお願いいたします。

### 【概要】

- ◆ 受付期間 「平成30年7月豪雨災害義援金」 令和3年6月30日(水)まで  
(これまでの受付期間:平成30年7月10日(火)から令和2年6月30日(火)まで)
- ◆ 現金での募金を希望する場合  
(1)市役所正面玄関, 唐桑総合支所保健福祉課(燦さん館), 本吉総合支所保健福祉課, 階上出張所, 大島出張所, 気仙沼市立病院, 気仙沼市立本吉病院の各窓口に募金箱を設置します。  
(2)受領証が必要な方は、各窓口に現金を持参してください。(但し市立2病院を除く)  
※市役所の場合は、保健福祉部社会福祉課(ワン・テン庁舎2階)へお越しください。
- ◆ 銀行振込での募金を希望する場合  
日本赤十字社本社または各県支部あて直接送金をお願いします。(送金先裏面)
- ◆ 税制上の措置  
個人については、所得税法第78条第2項第1号, 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。法人については、法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金に該当します。  
※このほかに現在受付中の国内義援金は下記のとおりです。
  1. 「平成28年熊本地震災害義援金」 受付期間:~令和3年3月31日(水)まで
  2. 「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」 受付期間:~令和3年3月31日(水)まで
  3. 「令和元年8月豪雨災害義援金」 受付期間:~令和2年8月31日(月)まで
  4. 「令和元年台風第19号災害義援金」 受付期間:~令和3年3月31日(水)まで

(振込口座等)

「平成30年7月豪雨災害義援金」

日本赤十字社「本社」が受け付ける義援金				
口座名義	日赤平成30年7月豪雨災害義援金		にほんせきじゅうじしゃ 日本赤十字社	
銀行名 ・ 支店名 ・ 口座番号	ゆうちょ銀行 ・郵便局	00130-8-635289	三井住友銀行 すずらん支店	2787545
			三菱UFJ銀行 やまびこ支店	2105538
			みずほ銀行 クヌギ支店	0620405
受領証	通信欄に「受領証希望」と記載する		日赤本社パートナーシップ推進部へ依頼する (☎ 03-3437-7081)	

	日本赤十字社「岡山県支部」 が受け付ける義援金		日本赤十字社「愛媛県支部」 が受け付ける義援金		日本赤十字社「広島県支部」 が受け付ける義援金	
口座名義	日本赤十字社岡山県支部 支部長 いばらぎ りゅうた 伊原木 隆太		平成30年7月豪雨災害義援金 日本赤十字社愛媛県支部 支部長 なかむら ときひろ 中村 時広		日本赤十字社広島県 支部長 ゆざき ひでひこ 湯崎 英彦	
銀行名 ・ 支店名 ・ 口座番号	中国銀行 本店	3538903	伊予銀行 一万支店	1943660	広島銀行 大手町支店	3458725
	トマト銀行 本店	1963422	愛媛銀行 道後支店	6163439	もみじ銀行 鷹野橋支店	3046600
受領証	日本赤十字社岡山県支部 へ依頼する (☎ 086-221-9595)		日本赤十字社愛媛県支部へ 依頼する (☎ 089-921-8603)		広島県信用農業協 同組合連合会 本所 0006355	
					広島信用金庫 鷹野橋千田支店 0473613	

注 意 点

- 1) 口座は全て普通預金
- 2) 金融機関によって、振込手数料がかかる場合があります。